

原発事故避難者への住宅支援の継続を求める会長声明

2016年（平成28年）5月30日

兵庫県弁護士会

会長 米田耕士

〈声明の趣旨〉

福島第一原子力発電所事故による自主避難者が居住する兵庫県内の自治体は、国及び福島県が自主避難者に対する住宅支援を打ち切るとしている2017年（平成29年）4月以降も、自主避難者の状況に配慮し、速やかに以下の対応を行うよう求める。

- 1 原発事故避難者向けの公営住宅や民間賃貸などの無償住宅支援の延長を行い、現在の入居者に対して2017年（平成29年）度末での退去を迫らないこと。
- 2 各自治体の公営住宅の空き家募集の際に優先入居制度を拡大するなどして、住まいの確保を支援すること。具体的には、原発事故避難者を、空き家活用施策や居住支援協議会での住宅確保要配慮者に位置づけること。
- 3 原発事故による被災者が避難を選択する権利を有することを認め、避難者に対する抜本的・継続的な住宅支援制度を確立すること。

〈声明の理由〉

福島県は、2015年（平成27年）6月15日、自主避難者に対する災害救助法に基づく住宅支援を、2017年（平成29年）3月に打ち切るとした。その際、福島県は、従前の住宅支援策に代え、新たな支援策として民間賃貸住宅家賃への支援（避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策）を打ち出した。かかる方針変更は、福島県と国が協議をし、国の同意のもと行われたものである。

しかしながら、かかる支援策の対象は狭く、補助率も低く、期間もわずか2年間でしかないという不十分な内容であるため、兵庫県内の避難者は今後の生活への不安を訴え、当地での避難の継続を希望している。

原子力災害の特性に鑑みれば放射性物質の影響から長期にわたって避難する選択は合理的であるし、住宅への支援策は避難者の生活の最も重要な基盤を保障するものとして、憲法はもとより「原発事故子ども・被災者支援法」によって十分な対応

がなされるべきである。当会は、2015年（平成27年）5月27日付「原発事故自主避難者に対する住宅等の供与期間に関する会長声明」により、福島県に対して自主避難者に対する住宅供与期間を長期とすべきことを求めたところである。

一方で、避難者が現在避難している兵庫県内の自治体においても、公営住宅法の枠内で、住宅管理主体としての独自の政策判断をもって避難者への対応をすることは可能であり、むしろ阪神・淡路大震災の経験を踏まえて、避難者の状況に配慮して、速やかに声明の趣旨記載の対応を行うよう求める。

以上